

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 定 款 (抜 粋)

(法人の構成員)

- 第5条 本会に、次の種類の会員を置く。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した労働保険事務組合
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 本会は、概ね正会員100組合の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。なお、端数の取扱いなど、代議員の選出基準については理事会で定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、5月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
- 7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 8 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

定 款 施 行 細 則 (抜 粋)

(代議員の選出基準)

- 第2条 定款第5条第2項に定める代議員の選出基準は、支部において、2年に1度、本会の役員改選の年の3月末日現在におけるその所属する正会員数に応じて、概ね100組合毎に1人(最低1人)を選出する。ただし、余数計算は51組合以上を1人とする。
- 2 代議員は、役員以外の正会員から選出するものとする。

(代議員選挙)

- 第3条 定款第5条第3項に定める代議員選挙は、支部において、2年に1度、本会の役員改選の年の5月末日までに実施するものとする。
- 2 代議員選挙を行うために必要な事項は、支部で別に定めるものとする。